

第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第2章 戦争の放棄

第9条

は、

を基調と

する

を誠実に希求し、

たる戦争と、

又は武力の行

使は、

を

手段としては、

これを

。

2

を達するため、

そ

のは、これを

。国の交戦

権は、

。

日本国民

正義と秩序

国際平和

国権の発動

武力による威嚇

国際紛争

解決する

永久に

放棄する。

前項の目的

陸海空軍

他の戦力

保持しない

これを認めない